【資料２-２】　（仮）第２次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画に係る施策展開図

施策の柱（現行）	基本施策（現行）	基本施策（次期）	施策の柱（次期）	目指す都市像
Ⅰ 安全の確保 Ⅱ 安心と魅力の創出	1　生産から販売までの安全確保 （1）市内で生産される農畜産物の安全確保 （2）製造・加工、流通及び販売における食の安全確保 （3）国、関係団体との連携	1　生産から販売までの安全確保 （1）市内で生産される農畜産物の安全確保 （2）製造・加工、流通及び販売における食の安全確保 ・【新規】事業者の把握強化（届出制度への対応） （3）【新規】食品表示法に基づく適正表示の徹底 （4）国、関係団体との連携 ・【新規】広域連携協議会との連携 ・【拡充】関係団体との連携強化	Ⅰ 誰もが食の安全確保の主役となる街	①食品の生産から消費まで、安全の管理が図られている。 ②個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えている。 ③一人一人の市民が、食品の安全性について理解と関心を持っている。
	2　事業者の自主的取組の促進 （1）HACCP（ハサップ）による衛生管理の推進 ・さっぽろHACCP （2）事業者の自主的取組への支援 ・さっぽろ食の安全・安心推進協定 （3）札幌市の施設における自主管理の推進	2　事業者の自主的取組の促進 （1）HACCP（ハサップ）制度化による衛生管理の徹底 ・【新規】HACCP制度化に係る普及啓発・人材育成 ・【継続】さっぽろHACCPの活用 （2）事業者の自主的取組への支援 ・【継続】さっぽろ食の安全・安心推進協定 （3）札幌市の施設における自主管理の推進		
	3　危機管理の強化・充実 （1）危機管理体制の整備 ・食品健康危機管理シミュレーション訓練 （2）自主回収報告制度の推進 ・食品等の自主回収報告制度 （3）緊急事態への対処	3　危機管理の強化・充実 （1）危機管理体制の整備 ・【継続】食品健康危機管理シミュレーション訓練 ・【新規】特定成分に係る健康被害情報の把握 （2）【継続】自主回収報告制度の推進 ・【継続】食品等の自主回収報告制度（根拠法令整理） （3）【継続】緊急事態への対処 （4）【新規】災害発生時における食の安全確保対策		
	4　食品等の安全性に関する学習 （1）学習する機会の提供 ・食品Ｇメン体験事業（子ども） （2）食育の推進 （3）人材の育成 ・【拡充】食の安全・安心モニター制度 （4）市民の自発的取組の促進	4　食品等の安全性に関する学習 （1）学習する機会の提供 ・【拡充】食品Ｇメン体験事業（子ども＋若い世代） （2）食育の推進 （3）人材の育成 ・【拡充】食の安全・安心モニター制度（若い世代） （4）市民の自発的取組の促進 ・【追加】フードロス関係事業との連携強化	Ⅱ 食の安心と魅力あふれる街	④市民と事業者との間で食に関する信頼関係が築かれている。 ⑤食の札幌ブランドに「安全・安心」の付加価値が付いている。 ⑥市民や観光客が安心して食を楽しめる。
	5　相互理解の促進 （1）わかりやすい情報の発信（収集及び提供） ・食まちフェスト＆オータム出展事業 （2）事業者による情報の公開及び提供の推進 （3）情報及び意見の交換の促進等 ・市民交流事業 （4）適正表示の推進 ・アレルゲンピクトグラム （5）地産地消の推進	5　相互理解の促進 （1）わかりやすい情報の発信（収集及び提供）（（2）と統合） ・【統合】食まちフェスト（オータム出店事業と統合） ・【新規】大型商業施設を活用した情報発信 ・【拡充】広報誌、情報誌、ＳＮＳを活用した情報提供 （2）情報及び意見の交換の促進等 ・【拡充】市民交流事業（事業者独自取組の発信） （3）【継続】適正表示の推進 ・【継続】アレルゲンピクトグラム		
	6　食産業・観光の振興への寄与 ・食の安全・安心おもてなしの店	6　食産業・観光の振興への寄与 ・地産地消の推進（５の（４）から組換え） ・【拡充】食の安全・安心おもてなしの店（対象拡大） ・【新規】食関連イベント情報の集約・広報 ・【新規】観光客向け施設、イベントの監視指導強化 ・【新規】観光客向け施設等における外国語対策		